

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

静岡県議会議長 落合慎悟

静岡県議会規則第1号

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則

静岡県議会会議規則（昭和31年静岡県議会規則）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第77条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産<u>(配偶者の出産を含む。)</u>、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第77条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。